

千葉県市川児童相談所・船橋支所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称	千葉県市川児童相談所・船橋支所
施設長氏名	中村 和博
③評価日程	
利用者調査	10月上旬～11月上旬
自己評価	10月上旬～11月上旬
訪問調査	2026年1月8日

④総評

【良い点】

○「児童相談員による精度の高いインテークが、介入・支援に活用されている」
相談の依頼が入った際に、相談課児童相談員がインテークを担当する中で、ケースの概要等について把握するとともに、詳細についてわかりやすく所内各所に伝えており、結果としてケースごとの適切な介入が円滑に進んでいる。また、例えば、保護者との相談や指導についても、同意確認を積極的に行うことと相まって、分離後についても家庭復帰につなげようという強い姿勢が維持される中、実際に効果を上げている。

【良い点】

○「これまでの経験値やノウハウを基盤に、船橋市児童相談所開設に役立つ取り組みを積極的に進めている」
2026年7月、新たに船橋市児童相談所の開設が予定されていることを受けて、船橋支所で20名程、本所でも心理職について市の職員を研修生として受け入れ、実際の業務を担当する機会等も含めて児童相談所の業務が着実に習得できるように取り組んでいる。開設後も引き続き、協力・連携体制を維持してバックアップを続けることにより、さまざまな個別の支援ニーズへの適切な対応につなげていくことを目指して取り組んでいる。

【更なる改善点】

●「安定的にSVを配置することで、迅速な決定やOJTの充実を図っていくことが期待される」
新規職員の採用活動等を通して職員の増員に努めている一方で、SVの役割を担う職員が安定的に配置されていない状況となっており、難しい案件について迅速に判断するまでに時間がかかったり、OJTを進める際にも苦慮する場面がみられる。今後は、業務の効率化を図る観点からも安定的にSVを配置することでスムーズな業務遂行につなげていくことが期待される。

【更なる改善点】

●「子どもの意見と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会に意見聴取するしくみのさらなる周知が望まれる」
子どもの意見と児童相談所の方針が一致しない場合には児童福祉審議会に意見聴取する流れがある一方で、市川児童相談所全体でこれまで該当する案件は生じていない。このしくみについて子どもにとってよりわかりやすく説明することが必要であると認識しており、説明方法等について主管課とともに検討を進めていくことが期待される。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s: 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（64項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
子どもへの向き合い方に関連する研修を職員が受講する機会がある他、子どもにどのような形で話をするか等を確認しながら事前に経験豊富な職員がレクチャーする等で、子どもの心情に配慮した対応となるように取り組んでいる。実際に紙に書いての説明や選択肢の複数提示、落ち着いた雰囲気の中で話ができる配慮等を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】	
子どもの年齢に合わせた権利ノートを配布して説明し、職員以外の第三者へ意見や要望を伝えることができること等について、十分な理解が深まるように取り組んでいる。職員が子どもと話す際には、自らの意見や気持ちを伝えられることを意識し、適宜、工夫しながら進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11]子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12]児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】	
子どもにとって大切な局面の度に丁寧な説明に努め、相談に応じながら、自らの考えをまとめることができるように取り組んでいる。援助方針会議の前に、予め担当職員が子どもの意向や意見を確認する機会を持ち記録に残すとともに、援助方針会議で情報共有した後、子どもの意見を記録する一連のしくみが定着している。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得よう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
「こどもからの聴取内容、こどもの反応・様子」を記録する欄を設けて情報共有している他、一時保護の開始や解除、措置・委託の開始や解除の場面以外についても子どもの意向を把握し、記録しながら適切な対応となるように取り組んでいる。また、子どもの意向と一致しない場合は児童福祉審議会の意見聴取を行うことについて、職員への理解を促している。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
児童相談所を円滑に運営するために必要な人員配置を明確にしたうえで、適宜、採用・人事異動を行っている。ただし、SVを担う職員が十分確保できていないことが課題となっており、判断に迷った際の適切な判断や丁寧なOJTが難しい状況となっている。引き続き、SVを安定的に配置できるように努めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
運営の基盤として「児童相談所運営指針」や「千葉県子ども虐待対応マニュアル」があり、相談の受付・受理から調査、診断、判定、援助の決定等の具体的な業務の手順に基づき取り組んでいる。また、2026年7月に船橋市児童相談所が開設されることに伴い、20名程の市職員を研修生として受け入れ、一緒に実務を行いながら業務の習得を目指している。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】	
衛生委員会を定例開催し、職場環境チェックや時間外労働の実績等を把握しながら課題を把握し、具体的な対策を講じている。なお、時間外労働が一部の職員に偏る傾向がみられている一方、十分な改善に至っていないため、引き続き、具体的な対策を講じていくことが期待される。	

○職員の資質向上・業務改善

	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	a
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
会議のあり方について検討を重ねて効率化が実現する等、業務の見直しが進められている。また、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」についてもプロジェクトチームを立ち上げて見直しに着手しているため、今後も業務改善が図られる予定となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	a
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】	
千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づく形で、年間を通して各職種や役割別の研修が企画される中、適宜、職員が受講し学びを深めている。一方、各職員が習得した専門性や経験値等を把握するしくみが十分整備されていないため、今後、県として取り組んでいく予定としている。	

○情報管理に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36]個人情報の保護・管理が適切に行われている	△
【コメント】	
所内に可動式の書庫を設置し、児童記録等を時系列で整理・保管している他、日頃の情報の取り扱いについては、個人情報保護等、関連する法令に即して行うように努めている。なお、執務室が狭隘なことや収納スペースが少ないなどの理由で、業務時間中に職員が離席している間机上に個人情報が含まれる書類が置かれていることがあることを課題と認識しているため、職員の意識を高めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 37]児童記録票の作成型態や管理方法は適切である	○
[No. 38]児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39]児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40]児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
相談受付票や各種アセスメントシート、診断票等、所定のフォーマットが用意されており、それぞれ担当職員が作成するとともに、適宜、プリントアウトして児童記録に綴じる流れが明確になっている。日々情報を入力する経過記録についても最終的に児童記録に綴じ、ケース毎の情報を一括ファイリングし管理している。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41]適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42]障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
既存の千葉県消費者センターの建物を借りる形で船橋支所の運営がスタートしたため、相談者が安心して利用できるように待合室や面接室の区切り方等を検討・整備している。また、日本語が十分でない相談者については、通訳の確保や通訳機器の活用等により、本人が直接相談できるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】	
子どもを取り巻く状況を適切に把握するために、相談者や通告者からの情報収集に加えて、子どもの所属機関をはじめとする関係者も通じて情報を集約することを前提に取り組み、得られた情報を職員間で共有している。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】	
定例の受理会議に加え、児童虐待事案をはじめ緊急受理会議を開催して迅速に組織的な判断ができるように努めている。本所に勤務している役職者が電話やリモートで出席したり、その後の対応や支援も想定して一時保護課長も加わる等、市川児童相談所全体として組織的な検討・判断ができるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】	
受理会議の内容や緊急対応時の情報については、チャットを活用して関連する職員間で迅速に共有できる環境が整備されている。また、夜間については役職者が当番携帯を持ち帰ったり、休日は待機当番を割り当てる等、組織的に判断できる体制のもとで進めている。	

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】	
48時間以内に安全確認・安全確保することへの各職員の意識が高いことに加え、例えば、対象となる地域へ別件で訪問している職員が安全を確認したり、委託業者と連携して行う等、児童相談所全体で取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	s
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】	
アセスメントツールの活用等を経て一時保護が必要と判断された後、迅速に対応できるように令状請求班（係）が対応するしくみを整備している。このしくみ導入後の3か月間で市川児童相談所全体として県内最多の請求が行われ、すべて発布に至っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】	
通告受理票や初期調査、子どもの安全確認・安全確保に関連する調査結果については、一覧表にして管理する等により、職員間で情報共有しやすく整えている。また、必要に応じて安全確認会議を開催しながら検討を進める際に新たに得られた情報も共有しながら、着実な安全確認に努めている。	

○調査・アセスメント

	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
担当職員による家庭訪問や関係機関等から得られた情報については、迅速に経過記録に入力することで職員間で共有できるように努めている。また、適宜、カンファレンスを開催してアセスメントに必要な調査を実施するために関係機関の協力を得る等、取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
所定のアセスメントシートの活用やジェノグラムの作成、医学診断、心理診断等、子どもへの支援に必要な領域が明確になるためのしくみを整えて進めている。市町村と共通のアセスメントシートに基づいて子ども等の状況の見立ての共通理解が深まるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
特定妊婦に対するアセスメントについては市町村が中心に行われており、ハイリスクと判断された場合に個別支援会議に出席し、適宜、助言している。また、転居先および居所不明の子どもについて適切な調査が行われるように、必要に応じて、市町村と調整しながら進めている。	

○援助方針の策定

	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71]援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72]総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73]援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74]援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
援助方針会議を定例で毎週開催しているほか、必要に応じて緊急で開催し、適時の援助方針の見直しを行うしくみとなっている。担当福祉司が市町村からの情報や心理司による所見等を基に案を作成し、グループリーダー及び、重篤なケースでは課長からも確認を得たうえで会議にかけ、多面的な検討を行えるようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75]子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76]援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77]一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78]市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79]子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80]児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81]子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
子どもにとって、関わる大人達からの助言が同じ方向を向いていることを重視している。初期ケースで早期の終結が予測されるケースを除き、カンファレンスを実施してから会議に臨み、意見の擦り合わせを行うように努めている。特に家裁送致となるケースでは、児相が関わる以前の状況も含めて改めて振り返りを行い、関係者が納得して決定に至るようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針会議開催前に担当福祉司が援助方針の原案を作成し、グループリーダーや課長が確認したうえで会議に臨んでいる。家庭の状況や関係機関の能力等をふまえ、現実的な方針であるかを確認し、スモールステップも意識して実行可能な方針となるように調整している。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
家庭復帰後の子どもや家族の生活を支えるために地域資源の活用は重要であり、そのためにも個別支援会議の開催等により市との協議を丁寧を実施し、共通理解を得るよう努めている。場合によっては中核地域生活支援センターを活用し橋渡しを依頼することもあるが、センターの活用状況には職員による差異があり、さらなる活用の余地がある。	

○在宅指導

	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 91]在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92]子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93]複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】 在宅指導に移行するケース等では移行前の援助方針会議において、家族に取組んでもらうことや地域ネットワークの役割等を具体的に検討するようにしている。児童福祉司指導となる場合は、指導措置決定通知書に具体的に指導・支援内容等を記載し、計画的に指導・支援を進めている。	

○進行管理・援助方針等の見直し

	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】 援助方針会議において全ケースを取扱うなかで進行管理を行っている。再アセスメントの基準はマニュアルで定めており、なかでもハイリスクのケースであれば、期限に関わらず緊急援助方針会議を開催する等により早めに報告し、検討するようにしている。会議で取り上げる場合には必ず再アセスメント結果を報告している。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】 一時保護の実施およびその後のケースの状況について、実務者会議等において市町村との情報共有を行っている。学校や養育支援といった、子どもや家族を支えるための必要な支援に繋ぐうえでも市町村との情報共有は必須であり、密な連携を図っている。	

○管轄する児童相談所の変更

	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
児童相談所の変更に関しては、「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」に基づき、子どもの福祉を最優先して適切に判断するよう努めている。居住実態や今後居住地を変更する可能性等をふまえ、判断に迷う場合も最終的に、子どもの利益を考慮して決定している。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	s
[No. 99]援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100]移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101]児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102]移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
移管の際はリスクを充分考慮し、直接出向くほかオンラインも活用し、移管先との引継ぎを充分に行うよう努めている。家族が地域の市区町村等でサービス利用申請を行う際に同行したり、それができない場合には窓口で連絡して配慮を依頼する等の対応を取り、移行先でも適切なサービスを受けられるように留意している。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	s
[No. 103]情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104]移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105]移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 106]移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】	
情報提供またはケース移管を受ける場合は、できるだけ個別支援会議を開催し、対面での協議の場を設けるよう依頼している。支援の開始初期には特に立会いを依頼し、子どもや家族にとって聞いている支援内容等とずれが生じたり、困ったりすることのないように、十分な引継ぎを働きかけている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
家庭での養育が困難なケースでは、社会的養護を検討し、会議において適切な種別を検討・決定している。子どもの状況によってマッチングを図っており、里親等については吟味できるが、児童養護施設等には空きが少ないため、優先度の高い子どもから入所に繋げざるを得ない状況が、マッチングのうえでの制約となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
自立支援計画の策定段階で援助者と児相が協議しやすい体制となっている。実際に、協議の機会が増えてきている。里親や施設等に対しては、支援に必要な情報等を適切に提供している。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
施設入所の場合の事前交流は、各施設の方針に応じて実施している。児相からは、施設がどのようなところかを子どもに事前に伝えてもらうよう働きかけている。医療との連携に関して、医師から診療情報の提供を受けるほか、MSW等の医療従事者とも必要に応じて連携を図っている。クリニック併設の児童心理治療施設とは入退所の際の連携がスムーズになっている。	

○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
施設入所や里親委託の直後は面会の回数を多くし、子どもの状況把握に努めている。里親委託の場合には施設入所以上にこまめに訪問を行っている。子どもの生活の安定に伴い徐々に頻度を下げていくが、少なくとも夏休みには訪問するようにし、定期的に状況を確認するとともに、子どもが児相職員を応援者として認識できるよう努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
援助方針の見直しは措置支援班が中心となって実施している。見直しの頻度は運営指針等に沿って、児童養護施設の場合は半年から1年、児童自立支援施設の場合は3ヶ月毎等、定期的に行っている。その際、必ず再アセスメントの結果を踏まえて見直している。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	s
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
【コメント】	
自立支援計画の策定・見直しにおいて施設と十分に協議する時間を確保するため、年度初めという従来の策定期間を前倒しし、1月に施設が作成して3月下旬には内容の確認等を終え、新年度には新たな目標で支援をスタートできるようにした。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
面会・通信制限が必要なケースは、これまでのところ発生していないが、発生した場合には適切な判断・手続きを行う体制としている。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
入所時のほか、施設訪問時に「大切なお知らせ」や「施設で生活するあなたへ」を持参し、紛失した子どもに渡したり、苦情・要望申し出用の葉書が確実に子どもの手元にあるよう補充している。本年度は施設における意見表明等支援事業が開始されたが、子どもとのやり取りに大きな混乱等は聞かれていない。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129]一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130]他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】 一時帰宅については手紙・面会・短期外泊・複数日の外泊等のステップを、援助指針や自立支援計画に沿って、また家族関係支援アセスメントシートに基づき確認しながら、慎重に進め、計画的・段階的に対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131]施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132]措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133]措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134]措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】 措置解除や終結の判断においては、市町村と連携を取りながら丁寧に行うようにしている。親子交流の様子や、帰省後に心理司から聞き取った内容等もふまえ、段階的にステップを踏みながら慎重に行い、本人も支援者も安心感を持って終結に向かえるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135]措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136]措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】 措置解除に向けて、必要に応じて個別支援会議を開催し、関係機関との連携を図っている。地域での見守り体制を築いたり、直接的に必要な支援を受けることができるよう、アセスメント結果に基づき支援ニーズを検討したうえで、子どもを取巻く社会資源ネットワークの構築に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137]虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138]子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139]子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】 入所や保護解除にあたり、個別支援会議において関係機関の役割を明確化している。子どもには児相職員との面会時期を予め伝えるようにし、安心感の醸成に努めている。解除から1か月後には必ず所内で状況を報告・共有し、緊急度の再確認及び再アセスメントを行い、慎重に状況を見極めている。必要に応じて措置延長等の制度を活用できるように、施設や里親と協議しており、自立支援のNP0とも連携している。	

○児童自立生活援助等

	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140]児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141]児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142]児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】 里親委託で措置延長を行っているケースでは、里親が児童自立生活援助事業を知らない場合もあるため、20歳の誕生日を迎える前に福祉司が訪問して説明を行っており、実際に移行するケースもある。児童養護施設でも措置延長を利用するケースは増えているが、目的が曖昧なままに利用することのないよう、子どもの状況に応じて段階的に自立に向えるようにNPOに繋ぐ等、子どもの最善の利益に基づいて判断している。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143]子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 援助方針会議や判定会議での検討・協議を経て、ケースに応じて措置延長や児童自立生活援助事業、NPOによるサポート等のサービスを受けられるように支援している。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 里親の登録・認定などの経緯を適正に記録し、必要な情報を担当者が把握できるよう整備している。養子縁組里親の希望者が多いが、社会的養護を必要とする子どもが多いことを知り、養育里親希望に変わることもある。この背景にはNPOが研修を担ったり、市が里親の広報活動をしていることが大きい。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親希望者の調査が正確に行われ、記録や必要な書類が適正に管理されている。里親希望者は市役所から児童相談所を紹介されて直接相談に来ることもある。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】 養子縁組については適切に手続きを行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 養子縁組の手続きが完了したことを確認するとともに、その後の養親からの相談を受理する前提で対応案を検討している。またその方針について養親に伝え、養親の安心感を醸成しようという意図が見られる。里親担当福祉司を配置する等で、必要な支援ができる体制を整えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】 あっせん機関から紹介をされたケースでは、養親の同居届が市に出されて県に報告され、県から児童相談所へ情報が提供される。この時点で初めて実態が分かる。すべてのあっせん機関から同居届が出るとは限らない現状もあるが、特定のあっせん機関に偏ることなく連携を図るようにしている。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】	
職員自己評価の結果が高くなっており、保護者への説明に自信を持っている様子が見え始めた。インテーク、窓口での児童相談員の課題の整理がしっかりなされており、それを受けて児童福祉司が対応しているため、家庭の状況が見えやすくなっている。相談課の存在が保護者対応に有効に機能している。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】	
保護者に対して適切に説明と意向の確認を行っており、意向が不一致の場合は、適宜弁護士に相談しながら児童福祉審議会への諮問や家庭裁判所への申立を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
児童相談所全体として、保護者の理解・同意を得ることについて徹底されていることが職員評価結果からうかがえる状況となっており、児童福祉審議会の意見聴取についても必要に応じてされていると認識されている。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
児童福祉司指導は3か月から6か月程度で適切に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
家庭養育推進チームを各児童相談所に配置しており、抽出された措置ケースについて、親子再統合をはじめ家庭養育推進の観点から定期的に支援について検討している。チームは昨年度から設置されており、今後のチームとしての活動が期待される。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
県の虐待対応マニュアルに基づき、市町村と適切な役割分担を図っているが、今後は更にその適切さについての質を高めたいという意向を持っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
2026年7月から船橋市立児童相談所が新たに設置されるため、現在船橋市から20名の職員が研修として配置されている。（本所は別途受け入れしている）20名は県市川児童相談所の職員として実働しており、今後の児童相談所間の連携、市内における連携に期待が持てる陣容となっている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171]市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172]市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
市からの相談には迅速に対応するようにしており、今後も更に連携が図れるように市への協力をする姿勢を持っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173]専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174]児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175]市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176]子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
船橋市児童相談所開設に向けて、船橋市職員の研修を受け入れており、実際に児童相談所業務に当たる機会を設定している。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】	
市町村によって体制の変わる要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と称す）ではあるが、市との適切な関係の下、必要な助言・指導を要対協において実施している。特に家庭復帰後の円滑な連携を図るためにも要対協のリストには他市に暮らす措置児童も徐々に掲載されてきている。代表者会議は年1回、実務者会議は毎月1回開催され、児童相談所からは地区の担当班から職員が参加している。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】	
研修については主管課が行っており、また研修以外では、管内等児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会（管対協）を実施しており、市の職員、施設の職員を招き、意見交換会を実施している。	

○都道府県児童福祉審議会との連携

	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	b
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会に子どもから申立てを行えることを子どもに説明している	△
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	△
【コメント】	
児童福祉審議会に子どもから申立てを行えることについて、よりわかりやすく子どもに説明する方法を、主管課とともに検討を進めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】	
児童福祉審議会に対して報告が必要な事柄が明確になっており、適宜、発生したケースについて情報をとりまとめ、報告している。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】	
引きこもり対応については別部門が対応している。また療育については児童相談所内にて判定が実施されている。障害児支援については、特別支援学校で児童相談所長が人権についての講義をするなどして連携を図っている。	

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択 ○
△
×

評価基準

- s: 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

s
a
b
c